

岩手県医療局管理規程第7号

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(病院の長委任事項)</p> <p>第2条 病院の所掌に係る事務に関し、当該病院の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第28項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、第3号から第5号まで及び第13号に掲げるものを除く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、<u>組織規程第4条第28項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「診療契約利用料等」という。）の徴収を除く。</p> <p>(3) 診療契約の締結に関すること。ただし、契約内容が他の病院（<u>組織規程第4条第28項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）にあっては、同一の病院群（当該特定病院及び同欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院を除く。）に及ばないものに限る。</p> <p>(4)～(16) [略]</p> <p>(17) 医療法施行令（<u>昭和23年政令第4号</u>）<u>第4条</u>の規定による届出（診療を行おうとする科目の変更に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(18) <u>保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令</u>（昭和32年厚生省令第13号）<u>第3条第1項</u>の規定による届出（保険医に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) <u>身体障害者福祉法施行規則</u>（昭和25年厚生省令第15号）<u>第13条の6</u>の規定による届出（<u>同令第13条の3第1項第3号及び第5号</u>に掲げる事項に係るものに限る。）に関すること。</p> | <p>(病院の長委任事項)</p> <p>第2条 病院の所掌に係る事務に関し、当該病院の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第25項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、第3号から第5号まで及び第13号に掲げるものを除く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、<u>組織規程第4条第25項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「診療契約利用料等」という。）の徴収を除く。</p> <p>(3) 診療契約の締結に関すること。ただし、契約内容が他の病院（<u>組織規程第4条第25項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）にあっては、同一の病院群（当該特定病院及び同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院を除く。）に及ばないものに限る。</p> <p>(4)～(16) [略]</p> <p>(17) 医療法施行令（<u>昭和23年政令第326号</u>）<u>第4条第1項</u>の規定による届出（診療を行おうとする科目の変更に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(18) <u>保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令</u>（昭和32年厚生省令第13号）<u>第8条第1項</u>の規定による届出（保険医に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(19) [略]</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(21) <u>生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定による届出（同条第4号に掲げる事項に係るものに限る。）</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(22) 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条の規定による届出（<u>同条第3号及び第4号</u>に掲げる事項に係るものに限る。）に関する<u>こと。</u></p> <p>2 特定病院の長に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、<u>組織規程第4条第28項第24号</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、<u>同表右欄</u>に掲げる病院に係る次に掲げる事項並びに前項第4号、第5号及び第13号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(企業出納員委任事項)</p> <p>第4条 企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 本庁、当該病院又は当該病院附属診療所に係る収納、支払その他これに附帯する会計事務。ただし、<u>組織規程第4条第28項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院にあっては、当該病院に係る収納（診療契約利用料等に係るものを除く。）その他これに附帯するものに限る。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 特定病院の企業出納員に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、<u>組織規程第4条第28項第24号</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、<u>同表右欄</u>に掲げる病院に係る収納（診療契約利用料等に係るものに限る。）、支払その他これに附帯する会計事務とする。</p> <p>3・4 [略]</p> | <p>(20) 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条の規定による届出（<u>同令第10条第1項第3号及び第4号</u>に掲げる事項に係るものに限る。）に関する<u>こと。</u></p> <p>(21) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第62条の規定による届出（同令第57条第1項第4号及び第6号に掲げる事項に係るものに限る。）</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>2 特定病院の長に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、<u>組織規程第4条第25項第24号</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、<u>同表右欄</u>に掲げる病院に係る次に掲げる事項並びに前項第4号、第5号及び第13号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(企業出納員委任事項)</p> <p>第4条 企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 本庁、当該病院又は当該病院附属診療所に係る収納、支払その他これに附帯する会計事務。ただし、<u>組織規程第4条第25項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院にあっては、当該病院に係る収納（診療契約利用料等に係るものを除く。）その他これに附帯するものに限る。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 特定病院の企業出納員に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、<u>組織規程第4条第25項第24号</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、<u>同表右欄</u>に掲げる病院に係る収納（診療契約利用料等に係るものに限る。）、支払その他これに附帯する会計事務とする。</p> <p>3・4 [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。